No.141	◆父子家庭。入所後、親権者である父親の面会もあった。高校入学に対しても施設での生活することについても、父親の援助等もあり順調だった。その後、父親のリストラがあり、父親と連絡が取れない状況になる。施設の職員が電話をしたり、訪問したりしていたが、父親との接触ができない状況が2年以上になる。入所児童が入院が必要な状況になり、父親との接触を試みるがまったく会えない。児童相談所のほうも接触しようとするが、同じ状況。私たちが児童の養育にあたる際、どうしても保護者の同意が必要になる時があるが、このような場合、対応が困難である。
No.142	◆親権者自身が転居を繰り返しているが、子どもの状態にかかわらず、転居先の近くの施設への措置変更を強要している。

【事例	14】子どもの契約行為、退所後の生活に関して困難をきたした具体的な事例
1	子どもの契約行為に関して
No.143	◆親権者(継父・実母)ともに、入所児童の携帯電話の所有を認めず、新聞配達で得るアルバイト料で携帯談話を持ちたいという入所児童の願いをかなえるために、施設名義で携帯電話を購入し、電話機の支払いと月々の料金の支払いを施設会計預金口座を利用して行った。親権者からは在園中も退所後も入所児童に対して生活費の無心あり。現在の携帯電話は祖父が買ってくれたもので、そのことは親権者には話していない。
No.144	◆入所児童の養育に関心がなく、再三の施設や児童相談所から呼び出しにも対応しない親権者。このようなケースの場合、施設長等がアパート契約の保証人になるケースがある。
No.145	◆入所児童の携帯電話契約については、親権者への説明を行い概ね同意はされるが、まれ に、「同意すると問い合わせや自分に責任が被さってくる」と拒否的なケースもある。
No.146	◆アパート契約や就職身元保証に関しては、親子関係不調(虐待も含む)で親権者が同意しないケースもあるが、入所児童自身が親権者へ頼みたくないというケースもある。
No.147	◆祖母から母親への養育権異動の手続きを行ったが、祖母と内縁関係のある男性から電話がかかってくる。入所児童がアルバイトで稼いだお金を貯金するために通帳を作ったが、「母親の近くの銀行でないと困る」とのことでの苦情あり。退所までの児童と祖母との関係が悪く、アパートの契約ができず、施設長が保証人にならざるを得なかった
2	子どもの進学・就職等に関して
No.148	◆大学進学に反対され、親権者(父親)に保証人になってもらえなかった。他に代わりを立てることができず、さまざま々な交渉をして、児童相談所長の上申書により施設長が代理で保証人となった。父親はアルコール依存症で、児童本人の高校在学も認めず、本児童の意志を無視して学費を滞納し、本児童は不登校になっていたところを保護したケース。親権は父にあり、それを盾に他人の関与を拒んだりした。
No.149	◆今春、入所児童の大学進学に際し、大学、アパートなどの契約書類に親権者がサインを拒否。施設長の個人名をもって対応。
No.150	◆入所児童の就職が決まり、家庭引き取りになったが、親権者(母)との関係は別居生活が長かったので、家庭生活がうまく行かなかった。自分でアパートを借りて出て行くように母に言われたが、持ち帰ったお金も母に取られ、途方に暮れて友人宅に居候する。就職も1ヶ月ぐらいしか続かず、お金もなく困っている状態である。
No.151	◆実子である女児を、小学校高学年の頃より自分の性の対象としていた実父が、その女児の証言で窃盗、暴力などで刑務所に入所。その間、高校生まで施設で養育するが、実父が出所・引取りとなるところを入所児童本人が拒否した。そのため、児童相談所の依頼で、施設長が未成年後見人を引き受ける。
No.152	◆退所後、遠方で仕事をしていた退所児童の仕事を辞めさせ、親権者の近くで働かせようとして仕事が結局見つからず、親権者の希望で夜の仕事をさせた。
No.153	◆施設長が就職、賃貸の保証人になった。

No.154	◆母子家庭、実母は統合失調症で実子3人が当施設に入所している。子どもの高校進学にあたり、子ども本人は自宅からの進学を希望しており、実母もそれを望んでいる。しかし、実母は子どもの帰宅宿泊、施設内での親子宿泊の後は体調不良になってしまう。関係機関も含めて家庭復帰しての高校進学は困難であるとの見解で一致しているが、実母は3人の子どもすべての引き取りも希望している。家庭復帰になれば入所前の子どものネグレクト、不登校状態が再発することが予見され、調整に苦慮している状況。
No.155	◆親権者が保証人等にならないため、施設長が保証人になるケースは多々ある。保証人がいないと、アパートを借りたり就職することができない。
3	「子どもに連絡を取りたい」等の依頼について
No.156	◆卒園した児童の住所を知りたがる親権者は過去にあったが、施設側からはできるだけ、教えないようにしている。
No.157	◆親権者(実父)の帰省中の性的虐待が疑われる行為があったため、本人の意向を尊重して面会などの交渉を止めてきたが、退所後、保護者が児童のアパートをつきとめ、接近をはかったので、本人が恐怖感を感じた。
No.158	◆退所児童が、退所後の行き先や居場所を親権者に知られたくないというケースもある。しかし、親権者はしつこく居場所を探したり、施設職員へ無理に情報を求めてくる。
No.159	◆長年、服役などで音信不通であったのが、就職卒園した児童の就職・居住について問い合わせが時々ある(子の援助の期待?)が、一切情報を提供していない場合は、児童相談所で聞くように話す。
4	子どもに対する親の無心について
No.160	◆親権者(継父)が自家用車購入のために、入所児童が高校3年間の新聞配達アルバイトで 蓄えたお金の一部を渡すよう、退所間際に電話があった。退所後にやむを得ず、当該児童が 親との関係を立ち切る気持ちで30万円を渡した。
No.161	◆定時制に通学しながら、日中はラーメン店でアルバイトをしていた入所児童に対して、いろいろな理由をつけて「お金を送って欲しい」、と親権者(実母)から電話が度々あった。入所児童は、「実母といるきょうだいのことを思うと仕方ない」といって送金したり、帰省の時に必要以上にお金を持って行ったりしていた。
No.162	◆施設退所後は、「子どもの借りたアパートに自分も住みたい」「退所後は金銭的に親の面倒を見てくれ」等、退所前から入所児童に要求する親権者がいる。
No.163	◆卒園し、自活している退所児童に、親権者が金銭的な援助を求めてくる。また、当該退所児 童名義で借金をすることがある。
No.164	◆高校卒業後に施設を出て自立・就職した退所児童に対し、親権者(実父)が再三にわたりお金の無心を行ない、退所児童の職場にまで電話をすることもある。退所児童はせっかく入った職場に居づらい状況になった。
No.165	◆就職した未成年者の退所児童に振袖のローンを組ませ、親権者(母親)の口座に毎月お金を振り込ませている。母親は自分も一部を払うというが、収入はない。

No.166	◆退所·就職した退所児童(未成年者)に親権者がお金を無心しに来る。
No.167	◆児童は身障手帳を持っていた。親権者(母親)が自分の携帯電話が使えなくなったため、児童の身障手帳を貸してもらい、当該児童名義の携帯電話を作る。その後、母親は住居不明となり、施設からの電話にも出なくなった。児童名義の携帯電話の督促状や、債権会社からの督促状が届くようになった。当該児童は就職をするために携帯電話が必要となったが、母親の負債があるために、携帯電話の契約ができずに困った。その後、児童の親戚の名義を借りて、プリペイド式の携帯電話を持たすことができた。
No.168	◆親権者(実母)が、入所児童の高校卒業後に専門学校での勉学希望を断念させた。施設は 九州だが、実母が働く会社(関東)に仕事を斡旋し、低賃金で働かされ、購入する衣服も実母 が着るといって持って行く。時々お金も無心される。断ると、2~3回関東から九州の施設に面 会に来たことがあるが、「その時の旅費を返せ」といわれることがあった。
No.169	◆退所後、退所児童が仕事をしているとわかると、親権者(親)が何かにつけてお金を要求する。
No.170	◆数年来、何の連絡もなかった親権者(母親)が、児童が高校を卒業する頃に現れ、「生活を援助してほしい」と頼み込んでくる。退園して施設の県外に就職すると、母親が毎月お金の仕送りを求めてくる。母親の要求分のお金を仕送りしないと、母親は直接退所児童の就職する会社に電話し、要求額を直接母親に送金するよう依頼する。母親からの電話を職場から注意された退所児童は、半年ほどで会社を辞めている。
No.171	◆入所児童が18歳になって自立しようとした際や、自立してから、今まで子どもを養育しなかったにもかかわらず、子どもの収入をあてにしたり、「親の面倒は子どもがみるのがあたり前」と、子どもが自立した後あてにしてくる親がいる。場合によっては、施設退所後も退所児童から「バイト代等で貯めたお金を預かっていてほしい」という例がある。
⑤	その他
No.172	◆退所後、当該児童は頑張って働いていたが、親権者である親が新興宗教に入信しており、 そちらに入信させてしまった。

3. ヒアリング項目 ③、④、⑤についての意見

全国児童養護施設協議会 常任協議員等(執行部)への意見聴取結果

【ヒアリング事項③】施設内の児童の身上監護について、親権よりも施設長の権限が優 先することを導入することについて 【条件つき賛成】 施設入所中の子どもの病気など、急を要するときなどは、施設長の権限が優先することを導 No.173 入することをお願いしたい。意見調整の場や、施設が判断に迷う場合に、意見を求める機関が あればよいと思う。 【条件つき賛成】 施設長の権限を優先することは歓迎するが、そのようなケースにあっては、親とのトラブルが 子どもに大きく影響することがある。児童相談所においても親権が優先され、親との調整が困難 No.174 になることも多々あることから、客観的な司法判断の裏づけが必要と考える。 また、その後の状況によっては、相当の覚悟を持った判断をせざるを得ないこともあり得るた め、子どもの権利を阻害することにならないよう、行為に移る前にその判断の正当性を判断す る、司法が関与する機関も必要ではないかと考える。 【現状の改善が必要】 現状でも、施設長に認められている権限(監護、教育、懲戒)を十分に行使することによって、 No.175 解決できることが多い。 したがって、親の権限行使を制限するための立法の必要性はないと思われるが、紛争をまね いたときのことを考えると、裁判所の判断を必要とすることが、紛争の予防と子どもの利益実現 につながると考える。 【現状の改善が必要】 親権は、一方で子どもの保護責任を親に課すことを含むものであると理解すれば、最善の利 益が守れなければ制限(施設長権限を優先)することは必要。 No.176 しかし、最善の利益とは何かの基準がなく、親と施設長の見解の相違も生じる。ゆえに、その 裁定あるいは判断を示す第三者機関とその制度、加えて、急を要する状況が多いので、児童福 祉審議会などではなく、もっと権限のある裁判所、そして中間的に弁護士の介在ができる制度 が必要。 【安易な導入は反対】 安易な導入には反対である。親にとっても、子にとっても大きな人権制限となる。導入にあたっ ては、身近な日常生活にかかわるものに限定すべきである。 経済行為(預貯金口座の開設、管理、アルバイト就労、賃金の管理、携帯電話などの軽易な 契約)、法定伝染病の予防注射等で、それ以外の高校進学、就職については、子どもの将来 No.177 (人生)を決定付けるものまで広げるのはどうか。 また、退所まで親権を制限することとなった場合、退所後の親権はどうなるのか。退所をもって 親権制限は終了することになると考えるが、その後の親権は誰がどのようにするのか。 また意見調整の場等について、民事調停のようなものであれば良いが、単に意見を求める機 関の意見を参考として決めるとしても、意見を参考にした措置について、異議がなされた場合、 どこまでその機関の意見が対抗できるのか。単なる参考意見であれば必要ない。 【導入には反対】 施設長の権限が親権よりも優先する制度の導入には反対。理由は、現状制度でも施設として 不都合を感じる場面は少なく、今後も同様に不都合を感じることはないように思われる。 むしろ施設長に権限が導入されると、本来的に行政が行うべき業務も、施設長もしくは施設に No.178 委託される場面が増え、逆に施設と保護者との信頼関係の形成に支障をきたすケースが増える ように思われる。親権よりも優先されるべき権限は、児童相談所等の措置権者に持たせるべき であると考える。 仮に、施設長の権限が強化された場合、当然調整機関が必要である。 【考え方の整理が必要】 施設入所はあくまでも行政の措置委託であり、施設は親と直接契約を結んでいるわけではな No.179 いので、親権そのものの代行権を付与するものではないはずであり、施設内における施設長と

しての身上監護権というものを明確に確立すべきである。親権とは別のものとして扱うことが必

(E)	アリング事項④】施設長等が親権を行う事例が増える可能性について
No.180	【未成年後見制度の整備が先】 未成年後見制度をきちんと整備する必要がある。施設長が未成年後見人を引き受けるべきではない。財産管理権も与えられていない現状で、未成年後見人を受けるのはおかしい。
No.181	【慎重な検討が必要】 当施設では、必要に応じて施設長が未成年後見人となっているが、施設によっては施設長の 交代のサイクルが早い施設もあり、一概に施設長が未成年後見人になったり、親権代行を行うこ とは慎重に検討したほうが良いと考える。
No.182	【司法の介在が必要】 従来はこのような事例は少なかったが、親権の停止、制限が柔軟に行われるようになった場合、親が存在する以上は、トラブルが起きやすくなる。そのため親権の停止手続きには司法がしっかりと介在し、理由と解除の方策も親に明確に示し、理解してもらうことがまず必要。また公的機関代行が望ましい。 法人代行は、施設長が理事長に代わるだけであり、役職が異なる個人になるだけで、意義は薄い。措置権者が代行するのが自然。
No.183	【法的整備が必要】 未成年後見制度は、いままで積極的議論がなされていない。施設長が具体的にどの範囲で権限を行使すればよいかわからない。子どもの養護の社会的責任を考えれば、法的整備は不可欠である。
No.184	【措置権者としての児童相談所のかかわりが必要】 いずれにしても、施設長単独(独断)で行うことなく、児童相談所長なりのチェック機関が必要となる。
	【子どもの育ちの過程における整理が必要】 親族等のなかから未成年後見人を選任している現状はそのままで良いが、施設長は職員でもあり、社会福祉法人の公的使命を果たす意味から、社会福祉法人が未成年後見人になることは良いと思う。ただし、措置解除後の、成人にいたるまでの措置権者と未成年後見人との関係、有事の場合の補償、一法人一施設の負担についても整理する必要がある。 裁判の結果ということではあるが、現場や子どもが不利益を被らないような、最善の利益追求に向けたいとなみが保障される法整備をお願いしたい。
No.186	【子どもの将来を考えればやむを得ない】 未成年後見人が見つからない場合には、施設長等が親権を行わなければ、その子どもの就職 や将来に影響すると思われるので、やむを得ないと思う。

【ヒア	プリング事項⑤】その他、親権問題についての意見
No.187	被虐待児ケースが中心となり、そのための法整備が全体に関係することはそのとおりである。 虐待だけではなく、障害をかかえる親への困難な対応も多くなっている。 親権問題とは別になるが、どのような状況でも、家族統合の可能性を探る姿勢は必要であ る。関係の修復、改善に向けて、親権の制限を受けた、あるいは問題のある親への業種、分野 をこえた横断的な支援体制のあり方についても早急に検討していく必要がある。
No.188	慎重な検討が必要。とくに調整機関、チェック機関の設置は必要。また、施設長資格の見直しも必要である。
No.189	施設長の権限強化については慎重な協議が必要。もっと現場の意見を聴取し、時間をかけての協議が必要。
No.190	当施設には、非親権者の実父からの虐待により入所した子どもがいる。親権者であった母の 死亡により、養育者が実父となっていた状況である。虐待介入により子どもが保護されたが、後 見人が選任されないと正式な施設措置がされないため、時間をかけて考慮した結果、児童相談 所は弁護士に依頼し、弁護士に未成年後見人を引き受けてもらい、現在にいたっている。 このように、弁護士あるいは弁護士会に引き受けてもらう制度は可能であろうか。
No.191	子どもの利益を守るためにだけある、司法の成立を願う。親権行使は児童相談所の所長が職として行うのが適切であると考えるが、そうすると行政と司法との関係で課題が残るかもしれない。

4. 参考資料

親権にかかわる児童養護施設長へのアンケート結果

全国児童相談所長会が実施、発表したアンケートを参考に、児童養護施設長に関係すると考えられる項目について、設問をほぼそのままとして、下記の児童養護施設長を対象に 実施したもの。

実施対象:全国児童養護施設協議会協議員 65名

(各都道府県段階の児童養護施設協議会から選出)

回 収率:45名(70.8%)

※ 全国児童相談所長会のアンケート結果は、5月31日に開催された「第2回児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」で公表されている。

質問1(施設入所中の親権の取扱いについて) 施設長による子どもへの対処・手続き等が、親権者の親権に優先する枠組みについて

賛成	26名	57.7%	理由
			・子どもの支援には、施設長の対処が欠かせないものだと思っている。
			・親権者でも子どもにとって不適切な関わりをしている場合があるため。
			・子どもの利益を優先させるため。
Θ			・施設長と保護者の親権で優先すべき範囲を分けることは困難と思われる。よって、監護、教育および懲戒に関する範囲全体が相当である・子どもの医療行為を受けさせることなど、緊急性が高いケースにおいて、親権者の反対で子どもの命を危険にさらしたくない。・優先する内容を明確化する必要がある・ただし、日常生活にかかわる部分等に限定したほうが良い。よって、一部停止や一時停止について、内容や期間等しっかりとアセスメント、および診断できるシステムづくりが最低条件として必要。・入所中に部分的に制限する形で優先することは必要。子どもの利益を優先する観点で即判断すべきことが日常的多いため。・47条2項を強調させ、措置中は優先させることが必要。・ただし、事前にできるだけ保護者の説明が必要。・ただし、事前にできるだけ保護者の説明が必要。・そのような枠組みを作ることで、親権者との対等の協議が出来るように思っている。
			・親権者の意見は最大限に尊重するが、子どもの利益を考えると、施設長 による措置が優先されて然るべきケースがある。
			・ただし、監護・教育および懲戒などに関することが、本当に「子どもたちの最善の利益」となっているのかどうか、正しく評価する第三者機関の存在を再確認する必要がある。
			・児童の最善の利益から考えても、児童の身上監護を行なっている施設長の方が望ましい。
	20		・条件付きなど整備は必要だが、そうでないと子どもを守りきれないことがあるため ・実際の生活をみているのは施設であり、その長が親権者よりも優先されるべき。
反対	7名	15.5%	理由
			・施設長は他人、親権に対抗して判断できない。
			・親権者とのトラブルが正面から受けなければならず、施設として大きな負担となって
			・司法上で処理すべきであろうし、もう少し具体性が必要。
			・施設長の職務、権限などから考えると、重すぎるし、施設長の措置に対する保障・保護が見えない。
6			・施設長のなかには資質の問題がある。
どちらともいえない	10名	22.2%	理由
			・施設長が優先するとした場合に、制度上そうであっても施設長の資質次第でその対応が異なる事もあり、実際面で実効力を発揮するためのフォローする司法関与等のシステムも必要なように思う。 ・親権者の親権に優先する際の諸問題について、まだ施設としての相違が形成されていない。
		ä	・職責の施設長としても個人的責任範囲が増大かつ重責となる懸念あり。
			・被虐待受入加算対象児童及び28条措置児童の親権者の親権を部分的あるいは一時的に施設長優先させることには賛成だが、親権の全て施設長優先は、ケースによっては難しい問題が発生するのではないか懸念する。例えば、多大な財産を持った児童の財産管理等。
			・親権の内容(部分的)が法的にまとめられるのか疑問である。
		9	•勉強•理解不足

質問2(施設入所中の親権の取扱いについて) 施設長にではなく、児童相談所長(都道府県)に権限を与え、児童相談所長(都道府県)から「委任する」枠組みについて

賛成	24名	52.1%	理由
			・措置権者は都道府県であり、施設側の難しいケース対応が増えると思われることから、より連携を図る上からも委任する形が良いように思う。
			・措置権限者が権限を持つことによって、親と施設との関係にワンクッションできること。また、そのことが子どもにとってもプラスになると思う。
			・児童相談所と施設との共同による親権行使により、実親への対応がより 的確に行いやすい。
			・措置権者は都道府県であることから、都道府県から施設長に親権を委任することが望ましい。また、施設長の親権乱用を防ぐためにも、都道府県の関与も必要であると思われる。
			・現実的なトラブルが発生した場合、親との交渉に他機関がワンクッション 入ったほうが良いケースがある。
			・施設長のみでは親権者とのトラブルに対応するのが困難
			・所轄の公的機関に権限強化が必要。
			・児童相談所長も相応の責任を負うべき
			・措置権者である行政との関係から、また、公に責任を明確化するために
			・児童相談所長に措置権があるため。
			・社会的養護という概念を考えた時、妥当だと考えている。
3			・入所は児相所長の行政処分であり、行政処分者が一定の親権(散髪など日常生活にかかわるもの)を委任すれば、児相所長の監督で適正な親権行使が担保される。
			・県や児相の権限があると安心である。 ・児童相談所の権限であるべき
			・施設長にすべて任せるのではなく、児童相談所で客観的に判断するな ど、ワンクッション置くことが望ましいと思われる。
反対	12名	26.1%	理由
			・児童相談所長は転勤があり、本当に親権者として適当なのか
			・緊急性の高いケースについて、日常的に最も近い施設長のほうが良いと思われる。
			・公権力としては児童相談所長の権限が必要と思われるが、日常の枠組みとしては、すぐに対応できる施設長の方が適当であろう。
			・日常的な身上監護は常に拙速が優先される。
			・形式的で実効性に乏しい
どちらともいえない	8名	17.4%	理由
			・ただし、事例によって親支援がより困難なケースは、児童相談所長が親権を持つなどもあってよいと考える。 ・もともと措置権者である児相から、子どもの措置(入所)、つまり委任されているので、第一義的に施設長に親権の権限が与えられることになるの
			ではないだろうか。その際でも、児相長と施設長は、風格として機能するのでは、 ・部分的又は一時的な親権制限がかけられる制度となれば2に〇を振る
			が、オールオアナッシングならば1に〇を振る。
			・日常的に児童に接していない制約が様々な場間で表面化すると思う。 ・どちらでも良い
			・ケースバイケースによるので、どちらとも言えない。

質問3	児童相談所長、	施設長等	(里親含む)が、	親権者の同意な	く医療行為を受けさせる
ことがっ	できることについ	て			

賛成	28名	60.9%	理由
			・基本的に同意が必要だと思われるが、子どもの生死に関わることや、健康に関しては児童相談所、施設長等を優先させてよいと思う。 ・緊急対応などで、困ることになる。
			・子どもの利益を優先させるため
			・医療行為に関しては迅速な対応が望まれるケースが多くあると 思われます。そのような場合に親権者の同意を取って医療行為を 行なっていては命に関わることも出てくると思われます。
			·不慮の事故等、医療的な処置が急務な場合、日常的に連絡が つかない親が多数いるため。
			・緊急性に対応できるように ・緊急性の高い場合を考えれば、同意を待たず、実施することも 必要と考える。
			・緊急の処置が必要な場合など、子どもの健康を考えれば、児童 相談所長や施設長の判断も必要となる。
			・その要件を判断できる親権者が少ない(行方不明も含めて)。一方で親権者への説明は必要不可欠。
			・緊急時の判断は、医学的にも所見に基づくことを原則とする。 ・命を預かっている。
			・特に緊急時の対応として必要
			・医療行為は緊急性が高いため。 ・子どもの生命を最優先するため。
			・服薬と手術とは同列に考えにくい
			・基本的には、インフォームドコンセントを大切にし、親権者に対し 説明と同意を原則としているが、親権者の意向が不適切な場合 や緊急性の高い場合を考えると望ましいのではないかと考える。
			・医療行為、特に児童の健康に関わる場合、的確な判断ができると思われるから。
			・現場では児童の疾患を黙認できない。 ・受けさせられないことにより子どもの身、生命が危険にさらされるため
			・できる限り同意を得るが、緊急の場合は子どもの生命に関わる ことなので同意なしでも医療行為を受けさせるべき。
反対	2名	4.3%	理由
			・親権者が子に対する責任を認識するのに役立っている事項である。宗教上親が同意しない場合は別途司法の速やかな判断が必要。

どちらともいえない	13名	28.3%	理由
			・ケースバイケースである。 ・宗教上の理由等により同意を得られない場合もあり、児童の福祉の観点からすれば施設側の対応が妥当かどうかの判断は容易だが、その後の対応に相当苦慮することもあり得るため、医療行為を受ける是非を確認するためにも児童相談所を経由した司法の判断が必要ではないかと思う。 ・医療行為による問題発生も考えられる ・医療については生命に直結し、日常的な医療行為と手術等重大な医療行為を分けるべきであろう。(入所の時点で確認書を取り交わす必要はある)
			・無条件に可能とするのは認められない。医療トラブルなどの多い中、基本は親同意を前提とするが、子の利益に反する輸血拒否や、緊急を要する場合などの条件つきで。
			・結果、重度の障害が残った場合の責任が施設長あるいはその施設を経営している法人に生じる可能性がある。原則、親権者の同意が必要ではないか。医療的ネグレクトケースと他の養護ケースを明確に区別しておく必要があるように思う。
			・虫垂炎などの緊急の場合は施設長の同意でしたことがある。緊急の場合を除いては親権者の同意をとるべきである。
			・権限の範囲を限定できれば
NA	3名	6.5%	

質問4 児童福祉審議会の意見を聴くことを前提に、児童相談所長、施設長等(里親含む) が、親権者の同意なく医療行為を受けさせることができることについて

賛成	22名	47.8%	理由
			・客観的に公平な立場の意見を聞いて進められると思うため。
			・施設長の判断に客観性を付与し、社会的に納得を得るため。
			・子どもの命に関わる場合、現実的な素早い判断によって判断によって、子どもの命が救われることが想定されるため。
			・とにかく子どもの生命を重んじ、安全と健康を優先すべき。
			·その要件を判断できる親権者が少ない(行方不明も含めて)。緊急性を要するものもあるため。
			・手続きが遅滞する恐れが心配されるがやむを得ない。・医療行為の決定は、場合によっては負担が大きいため、賛成であるが、緊急な場合などは即応性に欠ける。・手続きの問題と思う。一刻を争う時は問題があると思うので…
			・医療行為にもいろいろある。死を防ぐための医療行為で医師でも判断しかねるような成功率が高くないものについては、児相長や施設長だけで判断することが困難な場合がある。
反対	5名	10.9%	理由
			・緊急時に対応が難しい
; #2			・児福審より機動性が高く、かつ第三者として認知される機関が 必要と思う。
	+		・児童福祉審議会に緊急時のタイムリーな対応ができるとは思えない。一刻を争うような場面で、審議会の意見を聴くことは現実的に無理だと思う。
どちらともいえない	16名	34.8%	理由
			・児童福祉審議会の責任は追及できるのか
			・緊急時の対応が出来れば賛成です。
			・医療行為に全てに対し、審議会の意見を聞くというのではなく、 児童相談所長、施設長が判断に迷った場合、もしくは親権者と意 見が対立している場合に審議会の意見を聞くのが良い
			・宗教上の問題などあきらかに意見がくい違うケースにおいては、 第三者的立場の機関が間に入ることも良いのではないか。
			・医療行為を受ける時は、予定・予期されるものではないため。また、緊急性の高いことが多いため、現審議会の機能からすれば、難しいのではないか。必要に応じて、ただちに審議でき決定される状況ができれば条件的には賛成。
			・医療の結果によって、民間施設の長又はその法人が訴訟の対象になるのであれば、原則、親権者の同意は必要に思う。入所中の子どもで親権者の医療的ネグレクトが原因でその子の命を失うようなことがおこらないような法的整備をしていただきたい。
			・緊急時の対応ができない
6			・児童福祉審議会の意見が事故があった時などに児相所長・施 設長の措置を保護・担保するのか不明。
NA	3名	6.5%	TANY BENEFIT OF MINE

質問5 医療行為を受けさせることができるのは、新たな親権の一時停止など、裁判所の 決定に拠らなければならないこと(現行と類似または同様の手続き)について

 賛成	14名	30.4%	理由
			・施設長の資質等によって混乱を招くことも予想されるため、法的 な裏付け・押せる根拠を現場では求めていると思う。
			・責任の所在が明確
			・医療行為を行なうとき、常に親権の一時停止を行なうのではなく、親権者と意見が対立したときに親権の一時停止を裁判所の決定により、医療行為を行なうのが良いと思われる。
			・医療行為は時間を問われて、即断を求められるので、手続き、 審判の時間に配慮がなされれば、裁判の(可決)の判断(関与)は 必要である。
			・民法上の損害賠償にたえられる仕組みも必要。
			・医療行為だけでなく、教育に関しても親権全部を制限するのではなく、親権の一部を制限する制度は必要だと感じている。
	65 500000000000000000000000000000000000		・司法の決定であり、親権者の意義などに十分対抗できるのではないか。
反対	12名	26.1%	理由
TO TOWNS AND THE			・そのための時間を掛けることにより、子どもへのタイムリーな対応をできすに不都合を生じる場合もあるので。
			・緊急を有する場合に対応が遅れる。また、親権そのものを停止 することの重大さから慎重にならざるを得ない。
			・緊急時に対応が困難
			・そこまでの必要性を感じない。
			・時間がかかるので
			・医療ネグレクトの場合、特に児童の生死に関わる場合、緊急性が必要であるため。
			・時間的に間に合わないことがあるし、一時停止まででない親が 反対した場合に対応できないため
			・緊急の場合に子どもの生命を守れない、現実的な方法で子どもの生命が)守られるべき。
どちらともいえない	17名	36.9%	理由
			・医療行為の結果、子どもに障害が残るような場合も想定される。 そのことで、施設が親から損害賠償等を請求されるかもしれない
			・親権の一時停止・一部停止については、ケースに応じて判断の 境目が難しい。
			・親権者不同意の入所でも、医療行為の同意拒否が予見できる場合は、一時停止又は一部停止を家裁の決定により行う必要があると思うが、通常のケースでは必要ない。
			・裁判所の決定となると、急を要する手術など、迅速に対応できないケースが増えると思われる。
NA	3名	6.5%	

賛成	18名	39.1%	理由
			・法人が未成年後見人になれるということになれば、今まで後見 人を立てることが出来ずに困っていた施設の職員の負担が軽減 されることが期待される。
			・施設長個人では退職、転勤など人事上難しい
			・現在は財産管理のみでの活用であるが、里親や施設長等の現実を鑑みて、身上監護権についても、もっと未成年後見人制度を活用しやすい制度として活用できたらよいと考える。
			・現行制度では、後見人選定が難しい以上、可能性として前向き に検討しても良いのでは。
			・一連のケースを通し、関われる法人(施設)が望ましい。
			・パーマネントケアを考えると、法人(特に児童福祉施設)の未成年後見人は意義があるが、現入所児童の対応に追われる現実で考慮するとどこまで可能かが未知数と言える。
			・法人による複数の後見人の選任
			・どうしても必要なケースで、対応困難な場合を考えると、法人で対応できるようにするべき。
反対	9名	19.6%	理由
			・法人は責任所在が明確でないから。
			・後見人は個人が良い
			・児童相談所(個人ではなく)が適切と考えます。
			・施設の負担が大きくなる。
			・公的機関が関与すべきである。
			・未成年後見人の主たる役割は、財産管理など経済行為であり、 人としての関わりの中で、個人(自然人)が責任をもって行なうべき。
		<u></u>	・損害賠償請求の対象とならない民法の約定は難しいのではないか。
ざちらともいえない	17名	37.0%	理由
			・1法人複数施設経営をしているところは少なく、対応できる体制のある法人は、的確性も含めて現実的には少ないのではないかと思う。そして、選任するのであれば施設退所後の関わりの継続的な部分で法的な整備も必要ではないかと思う。
			・子どもの退所後のアフターケアの問題もあり、慎重な検討が必要。 ・施設の場合、社会福祉法人として未成年後見人となることが考えられるが、漠然としていて、施設長・理事長のほうが明確かと思われる。しかし、施設長の立替などを考えると、難しい点もあると

- ・子どもにとって必要性はあると思われるが、乳児院・児童養護施設等、措置変更や移動になった場合に、その都度、法人後見人が変更されるのか、そのあたりの議論が必要。
- ・報告書にあるように複数選任でき、身上監護と財産管理等親権 の種類に応じた後見人選任が可能になれば賛成。全ての親権を 法人が一手に受けるのでは、対応しきれない問題が発生するよう に思う。
- ・引き受け手を確保するのが困難であり、選択肢を広げる上でも有効。

NA 2名

質問7 (接近禁止命令のあり方について) 接近禁止命令の主体は、現在都道府県知事とされていることについて

1. 命令主体は、都道府県知事のままで支障ない(14名/30.4%)

- ・同意を得れた時と得れない時の面会・通信制限になったケースが一昨年から今年にかけて2例あり、 親子再統合プログラムに沿って児童相談所と対応にあたるなど、改善がみられてきていることから、現 状では特に問題はない。
- ・現状では支障がない(実績がない)が、できれば接近禁止命令の使いやすさ(弾力的な運用)が求められる。
- ・体験していないこともあるが、罰則規定もあるので良い
- ・現行の通りでよいのでなないか。(虐待防止法第17条)
- ・現状、裁判所とする必要は感じない。
- 体験したことがなく、今のままで良いのではないかと考えている。
- 2. 命令主体は、都道府県知事では支障があるため、裁判所が望ましい(12名/26.1%)
- ・裁判所の方が力強さを感じるから。
- ・接近禁止命令に関しては司法的な関与を強化し、違反した場合の罰則を設けることも考慮した方が良いと思われ、施設職員の安全を守るという観点からも必要と思われる。
- 手続きの煩雑さが課題であるが
- 法的背景をもってすべきである。
- ・DV防止方でも接近命令は裁判所である。
- ・親権者の異議・不服申立などを考えると、司法の決定が良い。
- 3. 命令の主体にこだわらない(どちらでもよい)(16名/34.8%)
- ・命令が有効であれば良い
- ・面会・通信制限で対応はできていると思う。それ以上のケースでは、命令の主体により実行性の早い ところが良いと思う。
- ・接近命令にいたるまでの手間(時間)が最小限の公的機関であれば、こだわらない。実績いかんにかかわらず、なるべく早く命令が出せる公的機関が良い。施設は子どもの最善の利益を守ることが第一義的使命である。
- ・具体的な有効性があれば良い。
- ・速い決断が求められるので、どちらかはこだわらない。
- ・ただし、強制入所だけではなく、同意入所および一時保護の場合においても必要な場合があり、その拡大を望む。
- ケースによって異なるため。

NA (4名/8.7%)

質問8(接近禁止命令のあり方について)

接近禁止命令は、強制入所(28条)と面会・通信の全部制限が用件となっているが、これを同意入所や一時保護ケースにまで対象拡大する必要性について

- 1. 現行の面会・通信制限で対応ができており、接近禁止命令まで必要ない (13名/28.2%)
- ・現行法においても、接近禁止命令までの手続きの道筋が明確であれば、改めて文言を加える必要はないように思うが、時間が原因となる不測の事態が想定されるようであれば、その必要性について今後の検討する必要があると思う。
- 接近禁止命令を出すとしたら、その解除条件がその見極めとなる。
- ・先の家族再統合を考慮する必要があるため。
- ・対応の難しい場合が多々あり、苦慮することがあるが、制限は最低限にすべきである。拡大については、必ず反論が出て親権制度の議論に時間がかかったり、中途半端な議論で見切り発車され、後々の運用で混乱することになる。
- ・裁判所の決定となると、急を要する手術など、迅速に対応できないケースが増えると思われる。
- 2. 面会・通信制限だけでは十分な対応ができないので、接近禁止命令が必要である。 (24名/52.2%)
- ・施設側としては、強制力のあるほうが安心・安全上よい。
- ・最初同意をしても、後から反対を申し出る親権者がいるため。
- ・同意入所や一時保護であっても、強引に引取りを希望してくるケースが、これから増えてくることが予想されることから、この接近禁止命令は強化する必要があると思われる。
- 困難なケースを想定すれば、対象拡大は必要と思われる。
- ことに施設に一時保護委託する場合には必要である
- ・虐待ケースの増大とともに、ケース内容も煩雑化して来ている。
- ・同意入所や一時保護のケースに応じては、納得していないことからくるトラブルも考えられる ため、必要性を感じる。
- ・精神的に不安定な親権者が多い。当初は同意入所、一時保護であっても、その不安定さから 気持ちを変更される親権者に対しては、子どもの安定を守る観点からその必要性を感じる。
- ・形式的には強制入所ではないが、実態的には強制入所理由に相当する子どもへの行為があり、入所しているケースがある。
- ・不当な要求がある親権者への抑止になるのでは
- ・一時保護においても、不当な主張を繰り返す親権者がいるので接近禁止命令は必要である。
- ・入所時にすべてのことがわかっているとは限らないので、入所後に子どもにとって必要な場合が出てきた時に対象拡大出来ることは必要である。
- ・現状として虐待の疑いがあって、入所しているケース(事案的には虐待の事実が入所後明確になり、親は虐待と求めていないケースなど)さまざまなケースがある。子どもの最善の利益を担保するのは現状として接近禁止命令等現実的に使用できるスステムづくりが必要。ただし、接近禁止命令等の措置は一時的であって、再度状況が改善され場再度面会等が可能な制度も作る必要あり。

- 3. どちらでもよい (4名/8.7%)
- ・状況に応じて対応できれば良い。
- 今のところ、県内施設としては、必要性はないが、今後は必要性が出てくるかもしれない。
- ・親子関係の修復に困難性が生ずるのではないか。

NA(5名/10.9%)